

## 議第52号

権原市道路占用料に関する条例等の一部改正について

権原市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

権原市長 亀田 忠彦

権原市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例

(権原市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 権原市道路占用料に関する条例（昭和31年権原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

(権原市介護保険条例の一部改正)

第2条 権原市介護保険条例（平成12年権原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(権原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 権原市後期高齢者医療に関する条例（平成20年権原市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(権原市税外債権管理条例の一部改正)

第4条 檜原市税外債権管理条例（令和元年樫原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とし、附則第2項を附則第2条とする。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同項を附則第3条とする。

附則第4項を附則第4条とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の樫原市道路占用料に関する条例第5条、樫原市介護保険条例附則第2条、樫原市後期高齢者医療に関する条例附則第2条及び樫原市税外債権管理条例附則第3条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

理由 租税特別措置法の一部改正により用語の意義が改められたため、所要の改正を行うもの

## 議第53号

樞原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

樞原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

樞原市長 亀田 忠彦

樞原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

樞原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年樞原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「の事業に関する」を「に関する」に改める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができます。

附則第2条中「平成33年」を「令和9年」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「第6条第2項」とあるのは、「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、樞原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

理由 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正により、居宅介護支援事業所の管理者の要件及び管理者の要件適用の猶予期限について、所要の改正を行うもの

## 議第54号

樺原市森林環境基金条例の制定について

樺原市森林環境基金条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

樺原市長 亀田 忠彦

樺原市森林環境基金条例

(設置)

第1条 市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、樺原市森林環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、樺原市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の利率は、市が借入れする長期債に準じ市長の定める率とする。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的に沿った経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 森林の整備及びその促進に関する施策の財源として交付される森林環境譲与税等を基金として管理するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、条例を制定するもの